

別記第2号様式

入札説明書

この入札説明書は、令和2年5月7日付け北海道教育庁十勝教育局告示第30号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道教育庁十勝教育局長 村上由佳

2 入札に付する事項

(1) 工事の名称

ア 北海道帯広緑陽高等学校ほか1校煙突改修工事

イ 北海道帯広盲学校煙突改修工事

ウ 北海道池田高等学校ほか1校煙突改修工事

(2) 工事の場所

ア 帯広市南の森東3丁目1-1（帯広緑陽高等学校）

帯広市稲田町西1線9（帯広農業高等学校）

イ 帯広市西25条南2丁目9-1（北海道帯広盲学校）

ウ 池田町清見ヶ丘13（池田高等学校）

中札内村東5条南1丁目8（中札内高等養護学校）

(3) 工事の期間 契約締結日の翌日から120日間

(4) 工事の概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、要件は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 発注工事に対応する平成31年北海道告示第6号又は令和2年北海道告示13号に規定する「建築工事」の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(5) 北海道における「建築工事」の競争入札参加資格がB等級以上に格付されていること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(7) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号

に規定する一般建設業者であること。

- (8) 北海道内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二(2)）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- (9) 過去15年間（平成17年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- (10) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合はこの限りではない。なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は要しないものとする。
- (11) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (12) 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (13) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を

兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し）並びに共同企業体協定書の写し）

ウ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

(2) 提出期間

令和2年5月7日(木) から令和2年5月21日(木)まで（日曜日、土曜日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

北海道帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局 道立学校運営支援室

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和2年5月29日(金)までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）は、その理由について、令和2年6月4日（木）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局 道立学校運営支援室

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局 道立学校運営支援室

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道帯広市東3条南3丁目
十勝合同庁舎 4階教AB会議室

(2) 入札日時

令和2年6月11日(木) 午前10時00分

(3) 公表用「工事設計内訳書」の項目に対応する金額を記載した工事費内訳書(以下「内訳書」という。)を作成すること。

(4) 内訳書は、初度の入札書提出時に、封書の上、入札者(代理人をして入札をした場合にあつては、当該代理人)の氏名を表記して入札書と同時に、入札執行者が入札書の提出箇所とは別に指示する箇所に提出すること。また、提出した内訳書については、書き換え、引き換え、又は撤回をすることは認めない。なお、内訳書の提出がない入札者の入札は無効とする。

(5) 当該内訳書が、次のいずれかに該当するときは、当該内訳書に係る入札を無効とする。

ア 内訳書の記載金額(合計金額)その他当該内訳書の要件が確認できない場合

イ 内訳書に記名押印がない場合

ウ 入札者(代理人による入札の場合にあつては当該代理人)以外の者が内訳書を提出した場合

エ 内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合

オ 内訳書の様式の項目に対応した金額が確認できない場合

(6) 内訳書の提出がない場合や内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあつては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

(7) 開札場所

(1)に同じ

(8) 開札日時

(2)に同じ

(9) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

9 送付による入札

認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しない

こととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

ア 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

イ 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

11 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

(1) 落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは契約を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

(1) 予定価格

事後公表とする。

(2) 最低制限価格

設定している。

15 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格確認申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

令和2年5月7日(木)から令和2年6月9日(火)まで(日曜日、土曜日を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

7に同じ

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和2年5月7日(木)から令和2年6月2日(火)まで(日曜日、土曜日を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

7に同じ

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和2年5月7日(木)から令和2年6月8日(月)まで(日曜日、土曜日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

7に同じ

16 支払条件

(1) 前金払

契約金額の4割に相当する額以内とする。

(2) 中間前金払

契約金額の2割に相当する額以内とする。

(3) 部分払

部分払いは行わない。

17 再苦情の申立て

(1) 非資格者に対する理由の説明に不服がある者は、回答を受け取った日から7日(日曜日、土曜日を除く。)以内に書面により再苦情の申立てを行うことができる。

なお、書面は持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 再苦情申立てに関する審議は、北海道入札監視委員会が行う。

(3) 書面の提出先及び再苦情申立てに関する手続等の問い合わせ先は、次の場所とする。

北海道帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局 道立学校運営支援室

18 その他

(1) 入札の執行回数は、原則2回までとする。

(2) 開札の時(落札者の決定前まで)において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。また、落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公平性が確保できないと認める場合は、入札手続き全体を取り消すことがある。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 契約の相手方が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(8) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(9) 公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室（電話番号0155-26-9237）に照会すること。